



ひたちなか市議会議員（会派：立憲民主党）

大久保清美

〒312-0011 ひたちなか市中根3325-5-106
TEL：029-219-4541
E-mail：okubo.kiyomi.office@gmail.com URL：https://www.okubokiyomi.com/

議会報告
第7号
(2021年9月)

議会運営委員会報告

去る6月3日の議会運営委員会に、市民団体「ひたちなか市の原子力防災を考える会」から陳情「地域防災・原子力安全対策特別委員会（仮称）の設置に関することについて」（陳情第17号、受理年月日令和3年5月27日）が提出されました。陳情趣旨及び陳情事項は次のとおりです。

【陳情趣旨】

現在、ひたちなか市議会においては、原子力災害及び東海第二発電所の再稼働問題についての討議が、十分に行われていない。本市は、新安全協定の対象6市村に入っているため、その去就は周辺地域に対しても大きな責任を負うものであり、安易な意思表示は到底許されるものではない。その責任の重大さから、ひたちなか市議全員での、率直かつ真摯な討議を要する課題である。

昨年、茨城県議会第二回定例会において、いばらき原発県民投票の会より提出された「東海第二発電所の再稼働の賛否を問う県民投票条例の制定について」が審議された。その審議の過程で言及された「原子力問題の議論の活性化、勉強会や検討会」また「練られた民意を得るための最良の手段に関する議会での議論」を丁寧に進めていく事は、茨城県のみならず、新安全協定の対象6市村にあたるひたちなか市議会においても、多くの時間を割くべき最重要課題と考える。

以上を鑑み、「地域防災・原子力安全対策特別委員会（仮称）」を設置し、原子力災害発災時のひたちなか市としての対応、また東海第二発電所の再稼働の可否について市民に開かれた議論を行っていただくよう、強く陳情する。

【陳情事項】

1. 議員全員参加の「地域防災・原子力安全対策特別委員会（仮称）」を設置すること
 2. 特別委員会においては、東海第二発電所及び、その周辺の原子力関連施設における事故から、市民の命と財産を守ることを主眼に置いた地域防災のあり方について、主体的に調査、討議し、意見を持つこと
- （以上、原文のまま）

さらに、市民団体「いばらき未来会議」からも陳情「東海第二発電所問題特別委員会の設置に関することについて」（陳情第19号、受理年月日令和3年5月28日）が提出され、同趣旨の陳情であるため、2件一括で審議されました。審議の内容は、8月27日に開示された会議録によると、次のとおりでした。

○委員

17号と19号は、それぞれ表題は違いますが、特別委員会の設置を求めるものであると。これ、もし付託するとすれば、通例であれば、特別委員会の設置の所管は議会運営委員会でもありますので、議会運営委員会になろうかと考えられます。ただ、一方で、今回の内容につきましては特別委員会の設置であります。これについては今まで当市議会では、ある意味各議員、各会派含めて、それぞれが各議員からの発議によって意見を表明し、そして、議会全体として議長がある程度特別委員会の設置をしてきたという流れがございます。そうした意味で、議会運営委員会が特別委員会の設置を検討して、こうしたものというのはあまり事例がありません。内容としても極めて重いものであり、まさに住民の方々の願いというのは分かる部分ではあります。一方で、各議員はそれぞれ問題意識を持って議員活動をしております。そうした観点から、各議員全体がそれぞれ考えた上で発議をする、また、各会派の代表者含めて、そうした代表者間の調整、また、議長含めた調整をして設置するのが私は望ましいと考えております。

以上でもって考えると、議会運営委員会でこれを議論して決定するというのは、ちょっと私はなじまないのではないかと考えております。もちろん機能としてはあり得ますが。以上考えますと、今回に関しては大変内容は重いものでありますが、各議員に配付をして、そして、その重さについてしっかり考えていただくのが妥当ではないかと考えます。

以上でございます。

○委員長

ただいま陳情の17号及び陳情の19号について、これは席上配付ということですかね。ということで、持ち帰ってもらうという発言でありましたけども、いかがでしょうか。よろしいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

では、そのように扱わせていただきたいと思います。

（以上、会議録のまま）

★私の意見

東海第二原発の再稼働問題に対する議会の向き合い方として、私は、本市と同じく新安全協定に加わる東海村や那珂市の議会と同様、特別委員会を設置し議論を尽くすべきと考えます。特別委員会において十分に調査・研究・議論を尽くし、最終的に議員各自が、賛成にせよ反対にせよ、きちんと自分の意見を持って判断すること、それこそが今期の議会に課せられた責務と考えます。それゆえ私は、昨年12月の議会運営委員会等で特別委員会設置の発議をしました。しかし、一人会派のオブザーバー出席ゆえ、私の提案が採り上げられることはありませんでした。

今回、私の考えと同様な「陳情」が複数の市民団体から提出され、大いに意を強くしました。しかし残念ながら、上記の会議録からお分かりのように、特別委員会の設置については、その重要性は認識しつつも、しかし設置は認めないという矛盾した意見が出され、それに対し何の議論もなく、そのまま決定されてしまいました。全議員への席上配付とは、事実上の「門前払い」を意味します。いろいろ手続き上の理由を述べていますが、この決定の裏側には、再稼働の議論は避けて通りたいという、多くの議員の本音が透けて見えます。たしかに原発問題のタブー視は、本市の特徴であり現実です。多くの議員の姿勢はその現実を反映したものでしょう。しかし、来年末には再稼働があるかもしれないと言われている現在、このままこの問題から目を背け続ければ、今期の議会はきっと、議会史に汚点を残すことになるでしょう。

ひたちなか市議会 6 月定例会（一般質問）報告

4. 東海第二原発の再稼働問題について

（１）東海第二原発の運転差し止めを命じた水戸地裁判決について

◎質問

3月18日、水戸地裁にて「実行可能な避難計画及びこれを実行し得る体制が整っているというにはほど遠い。よって日本原電は東海第二発電所の原子炉を運転してはならない」という原告住民勝訴の判決が出ました。原発の半径30km圏に94万人が暮らすことを踏まえ「実効性ある避難計画や防災体制が整えられているというにはほど遠い状態で、人格権侵害の具体的危険がある」という理由です。福島原発事故の教訓を重く受け止めた、極めてまともで市民に寄り添う画期的な判決です。

そこで、市長にお聞きします。市長はこの判決の重みをどうお考えになりますか。また原電は、実効性のある避難計画ができないうちに、この判決を無視して再稼働できると思いますか。

●大谷市長の回答

大久保議員の4項目目、東海第二原発の再稼働問題についてお答えいたします。

まず、水戸地裁の東海第二原子力発電所運転差止等請求事件につきましては、東海第二原発の再稼働を目指す日本原電側に対して地元住民などが運転の差し止めを求めた訴訟で、去る3月18日に日本原電に対し、東海第二原発の運転の差し止めを命じる判決が言い渡されました。その判決の中では、深層防護第1から第4までの防護レベルに係る安全対策について欠けるところがあるとは認められない。一方、避難計画等の深層防護第5の防護レベルに係る安全対策については達成されておらず、PAZおよびUPZ内の避難対象人口に照らすと、今後これを達成することも相当困難と考えられるといった見解も示されたところでございます。

本市といたしましては、今後、東京高裁で行われる裁判の動向を注視するとともに、避難計画が水戸地裁の判決の論点の一つとなったことから、実効性のある避難計画とするため、山積している課題の一つ一つに対してしっかりと対策・対応を考え、検証していくことが必要であると考えております。引き続き実効性のある避難計画の策定に向け、国、県、関係自治体と情報共有を密にし、市民の安全確保を最優先として避難計画の策定に取り組んでまいります。

また、東海第二原発の再稼働問題につきましては、平成29年11月の首長懇談会の場で日本原電社長が、最終的に納得するまで協議を継続し、協議が終わらなければ再稼働はしないと明言しております。首長懇談会の6市村といたしましては、平成31年2月の首長懇談会において、安全対策等について一つの自治体でも納得できなければ議論は継続し、再稼働はしないという認識で一致していることや、今後日本原電が安全対策工事を進めたとしても、最終的な6市村の判断によっては日本原電側が想定しない結果もあり得るということ、それらを含めて受け止めるよう、申し伝えているところでございます。東海第二原発の再稼働問題につきましては、市民の安全、生活を最優先に、極めて慎重に判断すべきものであり、実効性のある避難計画を含め市民の安全が確保されない限り再稼働はできないものと認識しております。

(2) 5月10日の原子力所在地域首長懇談会について

◎質問

新聞報道によれば、当日の首長懇談会では、再稼働の前に設けられる「協議会」の議題について話し合われたとのこと。市民への情報提供の観点から、可能な限り懇談会の内容をお知らせください。

●大谷市長の回答

次に、去る5月10日に開催した原子力所在地域首長懇談会につきましては、私ども懇談会が主導権を持って一連のプロセスに対応していくために、あらかじめ新安全協定に基づく協議会の運用方法等について、6首長の間で意見交換をするため開催したものであります。懇談会においては、協議会の基本的な構成や仕組み、設置時期などについて、確認や意見交換を行いました。協議会の設置時期につきましては、日本原電による新安全協定第2条の事前説明がいつ行われるのか不透明な中で決めるのは時期尚早との意見もあり、決定には至りませんでした。また、協議会では、議論を進める上では、施設の安全対策はもちろん、事故発生時の防護措置となる避難計画の策定は、再稼働問題を議論する上で一体的に捉え議論していかなければならないものであり、原子力所在地域首長懇談会においても共通認識しております。協議会においては、施設の安全対策のみの議論ではなく避難計画を含めた防災対策についても議題とし、日本原電と協議を行っていくものと認識しておりますので、今後は事業者側にも同様の認識を持っていただくよう、働き掛けていく必要があると考えております。

また、広域避難計画についても意見交換を行いました。避難計画の策定におきましては、避難先自治体との調整や、複合災害を想定した対応など、実効性の確保にはたいへん苦慮しており、計画策定する上で重要となる事故想定や事故進展のシナリオの提供など、日本原電として避難計画に対してどのような協力、支援ができるのか、明確に示していただく必要があるという意見が出されたところでございます。本市といたしましては引き続き原子力所在地域首長懇談会の構成自治体と連携の下、新安全協定に基づき適正な対応を図ってまいりたいと考えております。

この他に、以下の項目について質問しました。(詳細は市議会HP等をご参照ください。)

1. 新型コロナウイルスワクチン接種について

- (1) 接種の現状と課題、今後の接種予定について
- (2) 在宅系サービス従事者及び障がい者支援施設の入所者・従事者への優先接種について
- (3) 保育士及び幼稚園・小中学校の教職員への優先接種について

2. 東京オリンピック・パラリンピックのベルギー事前キャンプ受け入れについて

3. ロック・イン・ジャパン・フェスティバル2021について

● 市 政 相 談 ●

大久保 清美 TEL: 029-219-4541

〒312-0011 ひたちなか市中根3325-5-106

E-mail: okubo.kiyomi.office@gmail.com URL: <https://www.okubokiyomi.com/>